

議 事 録

令和6年2月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和6年第3回山鹿市農業委員会総会議事録

令和6年2月5日（月） 13時28分から14時23分 山鹿市役所 4階 402会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 稲葉 和弘	2番 志方 精之	3番 前田 幸博	4番 脇山 康二
5番 平本 和幸	6番 島田 博道	7番 多久 正光	8番 廣松 久喜
9番 森 喜代輝	10番 長曾我部 徹	11番 田中 春雄	12番 菊川 房継
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：廣田 浩之
農政係長：富田 和貴 農政係専門員：芳川 由紀 農地調整係主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第12号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第13号	農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第14号	農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第15号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地等の所有権移転
議案第16号	農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）
議案第17号	農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
報告第3号	農地法第3条の3の規定による届出

1 開 会

○事務局長（一法師進君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

-----○-----

○事務局長（一法師進君）

本日の総会には、委員14人全員の出席となり、在任委員の過半数に達しておりますので、総会が成立しますことをご報告申し上げます。

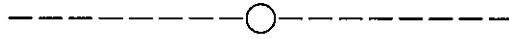
それでは、会長にご挨拶いただき、引き続き議事の進行をお願いします。

2 挨拶

○議長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和6年第3回総会を開会致します。



3 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、議長において、3番 前田委員、4番 協山委員を指名いたします。

4 議 事

○議長（坂本照子君）

次に、日程第2の議案審議にはいります。

議案第12号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の1ページをお願いいたします。議案第12号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」です。

提案番号17番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、隣接地取得によるものです。続いて調査書をご覧ください。委員改選後初めての総会であり、調査書の内容について一度詳しく説明をしたいと思います。

（調査書の記載内容について説明）

以上の判断をもちまして、農地法第3条第2項各号、こちらには農地の所有権移転等を許可してはいけないという要件がかかれており、これらの要件に該当しないことが判断されたので、許可相当としております。

これで提案番号17番についての説明を終わります。

議案書2ページをお願いします。

提案番号18番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、贈与によるものです。調査書は2ページ記載のとおりです。議案書7ページをお願いします。

提案番号19番申請地及び申請人は記載の通りです。譲受理由は、贈与によるものです。調査書は3ページ記載のとおりです。議案書8ページをお願いします。

提案番号 20 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、贈与によるものです。調査書は 4 ページ記載のとおりです。議案書 9 ページをお願いします。

提案番号 21 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、贈与によるものです。調査書は 5 ページ記載のとおりです。議案書 10 ページをお願いします。

提案番号 22 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、贈与によるものです。調査書は 6 ページ記載のとおりです。議案書 11 ページをお願いします。

提案番号 23 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、親子間の贈与によるものです。調査書は 7 ページ記載のとおりです。議案書 16 ページをお願いします。

提案番号 24 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。調査書は 8 ページ記載のとおりです。議案書 17 ページをお願いします。

提案番号 25 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、隣接地取得によるものです。調査書は 9 ページ記載のとおりです。議案書 18 ページをお願いします。

提案番号 26 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。調査書は 10 ページ記載の通りです。議案書 19 ページをお願いします。

提案番号 27 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。調査書は 11 ページ記載のとおりです。議案書 21 ページをお願いします。

提案番号 28 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、隣接地取得によるものです。調査書は 12 ページ記載のとおりです。議案書 22 ページをお願いします。

提案番号 29 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。調査所は 13 ページ記載のとおりです。

以上 13 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 17 番から 22 番について「北部地区担当委員」

10 番（長曾我部徹君）

提案番号 17 番から 22 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありま

せんでした。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（坂本照子君）

提案番号 23 番について「南部地区担当委員」

3 番（前田幸博君）

提案番号 23 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（坂本照子君）

提案番号 24 番から 29 番について「東部地区担当委員」

1 番（多久正光君）

提案番号 24 番から 29 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 12 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 12 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 13 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の 24 ページをお願いします。議案第 13 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請です。こちらは農地の所有者自らが転用事業を行うための申請になります。

提案番号 2 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 2 筆計 1690 m²に杉を植林する案件です。なお、申請地は、すでに杉が植林されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。1 ページに現地の状況写真、2 ペ

ーに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。14 ページに立地基準を、15 ページに一般基準を記載しています。こちらも初めての総会ですので、詳しく説明します。

(調査書の記載内容について説明)

以上のことから農地法第4条第6項各号、こちらも許可をしてはいけない条件が列挙されていますが、これらの要件に該当しないため許可相当と判断しております。

次に、議案書 26 ページをお願いします。

提案番号 3 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 241 m²を宅地に転用する案件です。なお、申請地は、平成 9 年ごろからすでに宅地として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。3 ページに現地の状況写真、4 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。16 ページに立地基準を、17 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、2 件です。

○議長 (坂本照子君)

事務局の説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 2 番について「南部地区担当委員」

9 番 (森喜代輝君)

提案番号 2 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長 (坂本照子君)

提案番号 3 番について「東部地区担当委員」

12 番 (菊川房継君)

提案番号 3 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長 (坂本照子君)

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第13号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第13号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第14号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の27ページをお願いします。議案第14号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号5番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田911㎡を取得し、転用者が隣接地で開業する民宿の駐車場として転用する案件です。

次に、別紙2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。5ページに現地の状況写真、6ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。18ページに立地基準を、19ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の28ページをお願いします。

提案番号6番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑264㎡を取得し、隣接する宅地131㎡と合わせて一般個人住宅に転用する案件です。

次に、別紙2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。7ページに現地の状況写真、8ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。20ページに立地基準を、21ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の29ページをお願いします。

提案番号7番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑58㎡を取得し、隣接する宅地に建築する一般個人住宅の敷地に転用する案件です。

次に、別紙2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。9ページに現地の状況写真、10ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。22 ページに立地基準を、23 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、3 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 5 番について「北部地区担当委員」

11 番（田中春雄君）

提案番号 5 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 6 番について「南部地区担当委員」

4 番（脇山康二君）

提案番号 6 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 7 番について「東部地区担当委員」

13 番（隈部誠一君）

提案番号 7 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 14 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 14 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 15 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転の決定の取消を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案書の 30 ページをご覧ください。まず提案番号 2 番の申請地は、夢大地かもとの西側に位置する農地で、申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。当初個人名義で購入予定だった案件を 1 月の総会にて取り消し、今回法人名義で購入するものです。葉タバコ・WC S 等を作付け予定です。なお受け手の要件については、調査書 24 ページに記載の通りです。

続きまして議案書 31 ページをご覧ください。提案番号 3 番の申請地は、ティ・エイチ・ファーム付近に位置する農地で申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。なお、受け手は、農業公社になりますので調査書は省略しております。

いずれの案件も 1 月 24 日に売買会議を開催し内容の確認を行っており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 15 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 15 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 16 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（芳川由紀君）

議案書 34 ページをお開き下さい。

議案第 16 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）です。農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものです。

今回の利用権設定は、新規設定 51 件、その面積は 62,746 m²です。

提案番号 34 番から 38 ページ提案番号 43 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、大豆・麦を作付け予定です。調査内容は、別紙 1 調査書 25 ページに記載のとおりです。

提案番号 44 番から提案番号 45 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻・WCS を作付け予定です。調査内容は、別紙 1 調査書 26 ページに記載のとおりです。

提案番号 46 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻・スイカを作付け予定です。調査内容は、別紙 1 調査書 27 ページに記載のとおりです。

39 ページをお願いします。提案番号 47 番から 40 ページ提案番号 54 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、スイカを作付け予定です。調査内容は、別紙 1 調査書 28 ページに記載のとおりです。

41 ページをお願いします。提案番号 55 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻・WCS を作付け予定です。調査内容は、別紙 1 調査書 29 ページに記載のとおりです。

提案番号 56 番から提案番号 57 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻・WCS 用稲を作付け予定です。調査内容は、別紙 1 調査書 30 ページに記載のとおりです。

この議案につきましては、旧農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上です。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

3 番（前田幸博君）

説明が速く、ついていけないのでゆっくりわかりやすく説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

初めての委員も多く聞きなれない言葉も多くあるので事務局はわかりやすい説明をお願いします。調査書の内容等については今後勉強の機会等を設けながら進めてまいりたいと思います。

他にございませんか。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 16 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

賛成多数でございますので、議案第 16 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」を議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局 (芳川由紀君)

議案書 42 ページをお開き下さい。議案第 17 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転です。

今回の利用権設定は、新規設定が 12 件、再設定が 7 件でその面積は、29,949 m²です。

提案番号 7 番から提案番号 8 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻を作付け予定です。調査内容は、別紙 1 調査書 30 ページに記載のとおりです。

提案番号 9 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻・WCS を作付け予定です。調査内容は、別紙 1 調査書 32 ページに記載のとおりです。

提案番号 10 番から 43 ページ提案番号 11 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻・小松菜を作付け予定です。調査内容は、別紙 1 調査書 33 ページに記載のとおりです。

提案番号 12 番から提案番号 14 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻を作付け予定です。調査内容は、別紙 1 調査書 34 ページに記載のとおりです。

提案番号 15 番から 44 ページ提案番号 16 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻を作付け予定です。調査内容は、別紙 1 調査書 35 ページに記載のとおりです。

提案番号 17 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、WCS を作付け予定です。調査内容は、別紙 1 調査書 36 ページに記載のとおりです。

提案番号 18 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻を作付け予定です。調査内容は、別紙 1 調査書 37 ページに記載のとおりです。

提案番号 19 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻を作付け予定です。調査内容は、別紙 1 調査書 38 ページに記載のとおりです。

提案番号 20 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、スイカを作付け予定です。調査内容は、別紙 1 調査書 40 ページに記載のとおりです。

また、提案番号 19 番の法人については、今回が初めての申請となりますので法人の概要について説明いたします。

別紙 1 調査書の 39 ページをご覧ください。まず、「法人形態要件」につきましては、「令和 4 年 9 月 11 日に合同会社」として法人登記がなされておりますので、満たしております。

次に「事業要件」につきましては、主たる事業が農業であることとなります。定款に「農産物の生産、加工、販売、輸出入」等の記載がありますので、満たしております。

次に「議決権要件」につきましては、総議決権の過半は農業関係者となっております。本法人の議決権は 4 で、そのうち法人の農業常時従事者の占める議決権が 4 でありますので、満たしております。

最後に、「役員要件」につきましては、役員 4 名が年間 300 日以上農業に従事しておりますので、満たしています。以上 4 つの要件全てを満たしております。

提案番号 7 番から 20 番までの全ての議案につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上です。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 17 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 17 号は、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

5 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告事項に入ります。

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（廣田浩之君）

議案書の45 ページをお開き下さい。

報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

下の括弧書きに「相続届出集計表」とありますように、農地の所有者が死亡され、相続登記が行われたあとは農業委員会に届出を行うこととなっております。今回は令和5年12月にその届出がなされたものを報告するものです。

令和5年12月に届出がありました件数は30件、筆数の合計は243筆、面積の合計は238,217㎡でございます。詳細につきましては、46ページから58ページに記載のとおりでございます。

以上になります。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。質問等ないようですので、報告第2号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして「令和6年第3回総会」を閉会いたします。

6 閉 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

3 番 農業委員

前田 幸博

4 番 農業委員

昭山 康二